

身体障害者障害程度等級表（別表第5号：身体障害者福祉法施行規則 第5条関係）

級別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能 言語機能 又は そしやく 機能の障害	心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫若しくは肝臓の機能の障害						
		聴覚障害	平衡機能 障害		心臓 機能障害	じん臓 機能障害	呼吸器 機能障害	ぼうこう又は 直腸の機能 障害	小腸 機能障害	ヒト免疫不全 ウイルスによる 免疫機能障害	肝臓 機能障害
1級	視力の良い方の眼の視力(万国式視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。)が0.01以下のもの				心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの
2級	1 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度(1/四視標による。以下同じ。)の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度(1/二視標による。以下同じ。)が28度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの(両耳全ろう)								ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの
3級	1 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの(2級の2に該当するものを除く。) 2 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ90デシベル以上のもの(耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの)	平衡機能の極めて著しい障害	音声機能、言語機能又はそしやく機能の喪失	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)
4級	1 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの(3級の2に該当するものを除く。) 2 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3 両眼開放視認点数が70点以下のもの	1 両耳の聴力レベルがそれぞれ80デシベル以上のもの(耳介に接しなければ話語を理解し得ないもの) 2 両耳による普通話語の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの		音声機能、言語機能又はそしやく機能の著しい障害	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
5級	1 視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの 2 両眼による視野の二分の一以上が欠けているもの 3 両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点を越えかつ100点以下のもの 5 両眼中心視野視認点数が40点以下のもの		平衡機能の著しい障害								
6級	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	1 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの(40センチメートル以上の距離で発声された会話語を理解し得ないもの) 2 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの									
7級											
備考	1 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、1級うへの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定せられているものは、該当等級とする。 2 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。 3 異なる等級について2以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上の級とすることができる。 4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上で欠くものをいう。										

※ 7級の障害は、一つのみでは手帳の交付対象となりません。

※太線の上位等級は、1種。

肢 体 不 自 由							
級別	上 肢		下 肢		体 幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	
						上肢機能	移動機能
1級	1 両上肢の機能を全廃したもの	2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両下肢の機能を全廃したもの	2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	体幹の機能障害により坐っていることができないもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの
	2 両上肢の機能を著しい障害		2 両下肢の機能を著しい障害				
2級	1 両上肢の機能を著しい障害	2 両上肢のすべての指を欠くもの	1 両下肢の機能を著しい障害	2 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの	1 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの
	3 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの		2 体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの				
3級	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの	2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの	1 両下肢をひざ関節以上で欠くもの	2 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により上肢の動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの
	3 一上肢の機能を著しい障害		3 一下肢の機能を全廃したもの				
4級	1 両上肢のおや指を欠くもの	2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの	1 両下肢のすべての指を欠くもの	2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの		不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	2 両上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの		3 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの				
5級	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの	2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの	1 一下肢の股関節又は膝関節の機能を著しい障害	2 一下肢の足関節の機能を全廃したもの	体幹の機能の著しい障害	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの
	2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を著しい障害		3 一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの				
6級	1 一上肢のおや指の機能を著しい障害	2 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの	1 一下肢の股関節又は膝関節の機能を著しい障害	2 一下肢の足関節の機能を著しい障害		不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの
	2 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を著しい障害		2 一下肢の足関節の機能を著しい障害				
7級	1 一上肢の機能を軽度の障害	2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を軽度の障害	1 両下肢のすべての指の機能を著しい障害	2 一下肢の機能を軽度の障害		上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの
	2 一上肢の手の指の機能を軽度の障害		3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能を軽度の障害				
備考	1 一上肢のおや指、くすり指及び小指を欠くもの	2 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	4 一下肢のすべての指を欠くもの	5 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの			
	2 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を著しい障害		6 一下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの				

5 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。
 6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長(上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの)をもって計測したものをいう。
 7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。